



# 従業員持株会の活用

事業承継対策の有効な方法のひとつに「従業員持株会制度」があります。制度を上手く運用できれば、オーナー側では事業承継時の節税対策に有効な方法として、他方従業員側では自身の財産形成や会社への経営参画意識がより強固になる方法として、その利用価値は大いにあります。

## 従業員持株会の効果とメリット・デメリット

「従業員持株会制度」とは、会社が従業員に何らかの便宜を与えて自社株の取得・保有を推進させる制度で、最近この制度を導入する中小企業が増えてきています。非上場会社、特に同族会社においてこの制度を導入する大きな理由に、オーナー経営者の相続対策が挙げられます。

オーナー経営者が自社株の大部分を所有していた場合、相続が起こった際自社株の相続税評価額が非常に高くなり、その結果相続税の負担が重くなるのが予想されます。だからといって、自社株は通常、上場株式のように市場性がないので、相続税評価額で売却することは不可能に近く、また経営権の問題から考えても、むやみに他人へ譲渡することはお勧めできません。

そこで、この少々やっかいな自社株対策のひとつとして、経営権に影響しない程度の株数を従業員持株会に譲渡したり、贈与をしたりする方法があります。これにより株式を社外に流出させずに、オーナーの相続財産を減らすことができます。自社株のうち経営上必要最低限の株数はオーナー一族が所有し、経営権に影響が生じない範囲で、オーナーが所有している財産に対する相続税の計算上負担が重い部分を従業員持株会に渡してしまおうということです。

なお、従業員持株会設立におけるメリット・デメリットについては、次のような点が考えられます。

	メリット	デメリット
オーナー及び会社側	1. 従業員の経営への参加意識が向上する 2. 従業員の会社への関心の向上 3. 安定株主として期待できる 4. オーナーの事業承継に伴う節税対策に有効である	1. 経営に対する従業員の発言力が強まり、オーナーの支配・経営権が脅かされる不安がある 2. オーナーの配当収入が減る 3. 退会する人が集中すると維持ができなくなる
従業員側	1. 福利厚生の充実 2. 配当金の支給を受けることで資産形成に役立つ 3. 少額の資金で自社株が購入できる	1. 業績次第で配当収入の減少または無配の可能性がある 2. 株価下落のリスクがある 3. 給料と財産の両方も会社に依存することになり、倒産時には職場と財産を一度に失う可能性がある

## 従業員持株会の組織形態にはいくつか種類がある

従業員持株会は、おおよそ次の4つの組織形態に分類することができます。

### 1 法人組織になっている場合

従業員が各自出資して法人を設立し、その設立された法人が株式を持ちます。ただし現実にはほとんど存在しません。

### 2 人格のない社団としての組織になっている場合

従業員持株会の株式名義は理事長名義であり、会社からの収入に対して法人税が課税されます。また、各会員に対する配当は雑所得として所得税が課税されます。

### 3 民法上の組合としての組織になっている場合

持株会自身が株主となります。持株会を構成する従業員は、持株会が所有する株式について出資割合に応じた持分を共有することになります。株式は持株会の理事長名義で登録・一括管理され、配当金は理事長名義で受領され、それが従業員に分配されます。

### 4 従業員がそれぞれ直接株主になっている場合

従業員個人が株主であり、持株会は株式の取得・譲渡の斡旋を行うだけとなります。議決権は各従業員に属することになり、配当金も各従業員が直接受け取るようになります。

同族会社に多いといわれている4のいわゆる「直接参加方式」は、従業員の会社に対する意識の向上を考えると一番有効な組織ですが、①退職時に高額の買い取り要求 ②株主としての権利の乱用 ③第三者への株式の譲渡 という問題が生じることが懸念されます。

そこでこれらの不安がある場合には、持株会自体が株主となり、従業員がその持株会に対して持分を持つに過ぎない3の民法上の組合としての組織形態が適切かと思われます。

(なお、下記以降の内容は3の民法上の組合を前提として進めています)

## 従業員持株会設立時に注意すべき点

### オーナーの経営権に影響させないために

1. 従業員の持株比率を10%~15%程度にとどめておく。
2. 持株会へ放出する株式を無議決権株式とする。

定款変更や組織変更など重要事項を決議する際には、必要な議決権が2/3超必要であるため、オーナーは少なくとも株式（議決権）の2/3超は所有していた方が望ましいでしょう。

または2のように持株会へ移す株式を議決権が生じない株式、いわゆる無議決権株式に転換させておくのもひとつの方法です。その場合には株主である持株会に所属している従業員に不公平感を与えないために、併せて優先して配当を受け取ることができる「配当優先株式」にした方がよいかもしれません。

### 株式が社外へ流出しないために

1. 持株会への加入対象者の範囲を勤続年数や役職で限定しておく。
2. 定款に株式の譲渡制限規定を設けるようにする。
3. 株式を不発行とするか株式の引き出しを禁止する。
4. 退職または脱退する場合には、持分株式を持株会が定めた価格で、持株会が買い取る旨を持株会等の規約に明記する。

## それぞれの立場での税金の取り扱いはどうなるのか？

### 従業員

#### 1. 配当金

従業員持株会からの配当金は、株式の名義人である理事長あてに一括して支払われますが、各会員である従業員に対する配当所得として所得税・住民税が課税されます。ただし、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は原則不要になります。確定申告をする場合でも年間10万円以下であれば申告不要とすることができます。

#### 2. 退会時の払戻金

従業員持株会を退会する際の払戻金については、払戻金から持株会へ拠出した金額を差し引いた譲渡益に対して、譲渡所得税として20%（所得税15%、住民税5%）の申告分離課税で所得税・住民税が課税されます。

しかし、中小企業の多くの持株会については、「持株会へ拠出した金額で持株会が買い戻す」との規約になっていることが多いため、その場合には譲渡益は生じません。

### 会社

持株会への配当は、他の株主への配当と同様に剰余金の処分となります。よって会社の経費にはなりません。また配当金から源泉徴収をして源泉所得税の納付をしなければならないこと、配当金の支払調書を作成して所轄の税務署へ提出しなければならない点も、他の株主に対するものと同様に必要です。

### オーナー

従業員持株会へ譲渡した際に譲渡所得となり、譲渡益の20%の譲渡所得税がかかります。

しかしながら、多くの場合はオーナーの当初の取得価額（発行価額）を譲渡対価とするため、譲渡益は発生しないこととなります。

### 従業員持株会

従業員持株会を民法上の組合形式で設立する場合、その持株会が収益事業を行わなければ申告の必要はありません。従業員の退会等により持分を買い戻す場合も、従業員持株会には課税関係は生じません。

ただし、持株会の理事長は株式の寄託信託の受託者として「信託の計算書」を毎年1月31日までに所轄の税務署長へ提出しなければなりません。

### 執筆者紹介



藤間公認会計士税理士事務所  
株式会社日本財務コンサルティング  
事業財産承継部 税理士  
**浅原 清乃**

トウマグループは、企業を「明るく、元気、前向き」にする専門家集団として、経営全般・税務会計・人事労務・事業承継・相続・病院医院経営・資産活用等、様々なご相談にワンストップでお応えできる体制を整えております。事業財産承継部では、お客様の立場に立って、「いざ」という時に慌てないように、早め早めの対策で円満な相続・事業承継の実現をサポートしています。相続・事業承継問題の解決は、まず一歩踏み出すことから始まります。是非一度お気軽にご相談ください  
お役立ち情報満載 ホームページ <http://www.toma.co.jp>

### NEWS

新刊書籍「事業承継・相続対策チェックポイント88」好評発売中！  
円滑な事業承継や相続対策を考える「入門書」としてピッタリの1冊です。  
セミナー・書籍の詳細・お申し込みはホームページからどうぞ。  
<http://www.toma.co.jp>

無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。  
TEL03-5201-6555